

青森県立青森工業高等学校 クラブハウス管理運営規程

- 第一条 名称は「青エクラブハウス」と称する。
- 第二条 クラブハウスは、青森県立青森工業高等学校（以下青工高という）の教育方針に則り、生徒の教育効果の向上と部活動振興のための部室・トレーニングルームとして使用する。
- 第三条 クラブハウスの管理・運営の業務を行うため、次の委員会をおくものとする。
管理運営委員会（以下管理委員会という）
事務長・渉外部主任・生徒指導主事・その他生徒指導部より若干名
- 第四条 管理委員会は、本クラブハウスの管理運営に関する事項を審議する。
- 第五条 クラブハウスの使用に関しては、別に「使用規程」・「使用心得」を定める。
- 第六条 クラブハウスの維持管理に必要な費用は、県がこれを負担する。
- 第七条 クラブハウスの施設、設備、備品等に破損、亡失等の損害を与えた者に対しては、原則として、これを弁償させるものとする。
- 第八条 この規程の改正は、管理委員会で審議し、校長の承認を得てなされる。
- 第九条 この規程は平成23年12月22日より施行する。

青森県立青森工業高等学校 クラブハウス使用規程

- 第一条 クラブハウスの使用者は、設立の趣意に従い、本規程を守らなければならない。
- 第二条 クラブハウスを使用する場合は、施設・設備・備品の保全に留意するとともに、使用目的の達成に努める。
- 第三条 クラブハウスの使用中、次の各号に該当するときは、直ちに使用を中止させる。
(1) 本規程・使用心得等を守らない場合
(2) 風紀を乱した場合
(3) 保健衛生上や災害時、特に問題のある場合
(4) その他管理委員会が必要と認めた場合
- 第四条 クラブハウスの使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。
(1) 施設・設備・器具は大切に扱い、破損については管理委員会に申し出ること
(2) 使用者は毎日清掃し、常に整理整頓に留意すること
(3) 使用後は消灯・施錠を忘れずに行うこと
(4) 顧問は、生徒の使用状況を把握し、指導監督にあたること
(5) 平日の授業時間内は出入りしない（入口シャッターを閉鎖）
- 第五条 この規程の改正は、管理委員会で審議し、校長の承認を得てなされる。
- 第六条 この規程は、平成23年12月22日より施行する。

附 則

平成24年2月1日 改訂

青森県立青森工業高等学校 クラブハウス使用心得

1 顧問の留意点

- (1) 定期的に点検し、使用状況を観察・指導する。
- (2) 施設・設備・備品に破損があれば管理係に報告する。
- (3) 施錠・消灯・整理整頓・清掃などの指導を徹底する。

2 生徒の留意点

- (1) 生徒共有の場であることを意識し、大切に使用する。
- (2) 施設・設備・備品に破損があれば直ちに顧問へ連絡する。
- (3) 整理・整頓を心がけ、清掃は係を決め毎日行うこと。
- (4) 火気の使用は厳禁とする。
- (5) 平日の授業時間内は出入りしないこと。

3 入口シャッターの開閉について

- (1) 鍵の場所は事務室・職員室・体育職員室とする。
- (2) 原則、代行員が巡回時に解錠・施錠する。

時間 [平日] 朝7:00開、21:00閉 [休日] 朝8:00開、15:30閉

※平日の授業時間中、9:00～15:30は体育科職員が施錠します。

部室1 演劇部	トレーニング室1 (ウェイト室)	部室8 写真部	トレーニング室2 (ボクシング練習場)
部室2 バドミントン部		部室9 卓球部	
階段 (清掃用具)		階段	
部室3 物置	部室5 バレー部	部室10 陸上競技部	
部室4 ラグビー部	部室6 バスケット部	部室11 テニス・ソフトテニス部	
	部室7 山岳部	部室12 華道部	

4 清掃について

- (1) 清掃区域 1・2階廊下・階段 (週2回程度)
- (2) 清掃割り

12月・1月	2月・3月	4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月・11月
バドミントン	バレーボール	バスケットボール	山 岳	卓 球	ボクシング

※毎週火曜日6校時 生徒指導部巡回